

「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」の 公表について

2019年6月21日

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

ガイドライン策定の経緯

※肩書はガイドライン公表時のもの

検討会

AI・データ契約ガイドライン検討会

期 間：H29/12～H30/3

回 数：全3回実施

進め方：①ガイドラインの改訂方針について検討
②作業部会での検討内容を議論
③作業部会がまとめたガイドライン(案)
について議論、検討

運 営：原則公開

事務局：NTTデータ経営研究所

●委員(敬称略) (○は作業部会併任)

【座長】渡部俊也 (東京大学教授)

【委員】○佐藤智晶 (青山学院大学准教授)

西岡靖之 (法政大学教授)

○岡田淳 (弁護士)

○柿沼太一 (弁護士)

正林真之 (弁理士)

○福岡真之介 (弁護士)

岡田陽介 (ABEJA)

○齊藤友紀 (Preferred Networks)

藤瀬浩史 (トヨタ自動車)

木村守邦 (日本工作機械工業会)

林健一郎 (JEITA)

春山豊 (日本化学工業協会)

若目田光生 (経団連)

●オブザーバー

関係省庁、業界団体、NEDO、東京中企投育 等

ガイドライン案提出

作業部会

AI・データ契約ガイドライン検討会 作業部会

期 間：H29/12～H30/3 全5回実施

進め方：①事業者が持ち込んだユースケースを議論
(お悩み相談所式)

②議論を踏まえてガイドライン案を作成

運 営：原則非公開

ケース数：データ6、AI5

取扱い分野：自動車、産業機械、素材、物流等

- 構成員の弁護士の多数を公募。企業法務、契約、知財等を専門とする新進気鋭の弁護士・弁理士・学者で構成
- 検討した事案(ユースケース)における論点等はユースケース集としてガイドラインに収載

事業者

個別案件相談
ケース持ち込み

●構成員(敬称略)

【座長】渡部俊也 (東京大学教授)

【データ班】

◎岡田淳 (弁護士)
阿久津匡美 (弁護士)
内田誠 (弁護士)
尾城亮輔 (弁護士)
佐藤智晶 (准教授)
殿村桂司 (弁護士)
中崎尚 (弁護士)

【AI班】

◎福岡真之介 (弁護士)
大坪くるみ (弁護士)
柿沼太一 (弁護士)
齊藤友紀 (弁護士)
波多江崇 (弁護士)
松下外 (弁護士)
渡辺知晴 (弁理士)

(◎は主査)

ガイドラインの検討スケジュール

2017.12

2018.2

2018.3

2018.4～

検討会

作業部会

第1回検討会
議題：方向性の検討

検討結果・ご意見

ご意見を
反映

全体構成・目次検討

ユースケースベースでの議論

報告

第2回検討会
議題：作業部会での
検討内容について議論

検討結果・ご意見

検討会外
での意見

ご意見を
反映

ガイドライン内容作成

報告

第3回検討会
議題：骨子案の検討

検討結果・ご意見

検討会外
での意見

ご意見を
反映

ガイドライン案
修正

各業界団体等との
意見交換
16回

パブコメ
22件
155個

ご意見を反映

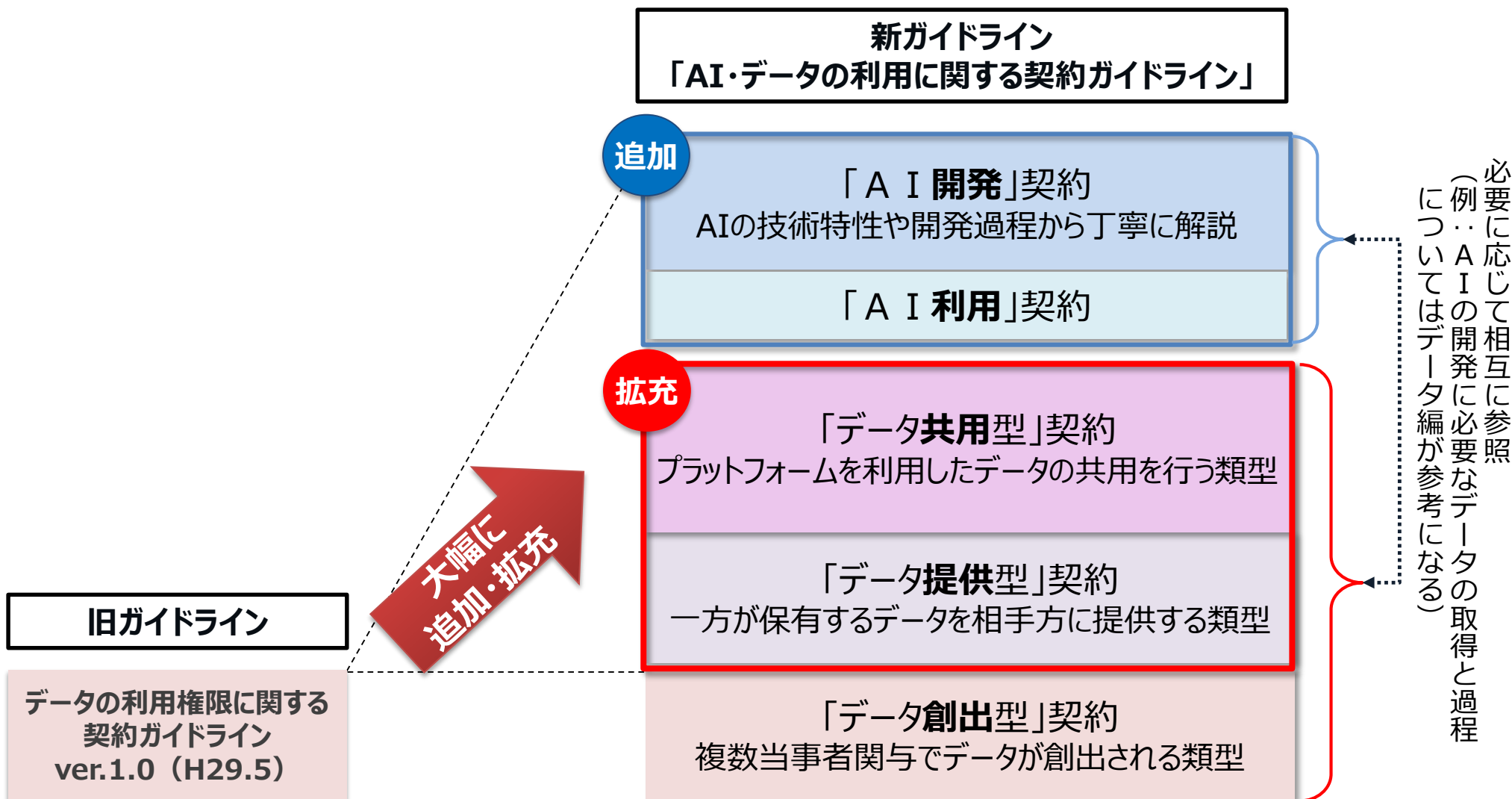
6/15

AI・データ契約ガイドライン
公表

- 検討会における学識者、経済団体、製造事業者、AIベンチャー等からのご意見を踏まえつつ、作業部会において、事業者が持ち込んだユースケースをもとに議論を重ね、ガイドライン案を作成。
- 検討会外でも業界団体・経済団体や個別事業者と意見交換を行うとともに、パブコメを実施し、それらの意見を踏まえた最終版を2018年6月15日に公表。

契約ガイドラインの全体像

- 旧ガイドラインに寄せられた意見等を踏まえ、データの取引に係る類型・ユースケースを大幅に拡充するとともに、AIの開発・利用に係る契約の解説を新たに整備。



データ編の概要

【データ編の目的】

契約段階ではその価値がはっきりしないことが多いデータの流通や利用を対象とする契約について、各契約当事者の立場を検討し、一般的に契約で定めておくべき事項を改めて類型別に整理した上で列挙するとともに、その契約条項例や条項作成時の考慮要素を提示。
これにより、契約締結の際の取引費用を削減し、データ契約の普及・データの有効活用の促進を目的とする。

【4つの基本的視点】

- ① **データ流通・利活用の重要性と課題**：データは保有するだけでは大きな価値がなく、利用する方法を開発することで価値が創出される。契約に際しては、データの利用権限および発生した利益を、適切に分配することが重要。他方、データの流出や不正利用のリスクへの配慮も必要。
- ② **契約の高度化**：本ガイドラインは、あくまで契約で定めておくべき事項を示したにとどまる。したがって、契約当事者が協議し、本ガイドラインを参考として、データの創出や利活用に対する寄与度等を考慮し、取引の実状に応じて契約を高度化させていくことが望ましい。
- ③ **イノベーションの促進**：多様な立場に配慮したデータ契約の考え方や契約条項例等を示すことにより、データ利用の促進を図り、オープン・イノベーションを促進する。
- ④ **国際協調**：クロス・ボーダー取引が一般化する状況下、データの越境に関する問題も考慮する。

【想定する読者】

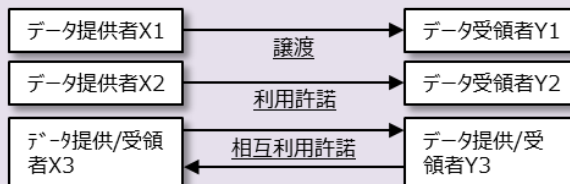
- データ契約に関係する全ての者（契約担当者のみならず、事業部門、経営層、システム開発者等を含む）を想定、平易な表現に努めつつ、先端的・専門的な内容も掲載。

【適切な対価・利益の分配】

- 適正な対価設定の在り方は、ケース・バイ・ケースであり、一義的に示すことはできないが、一般的な考慮要素を示すこととしている。

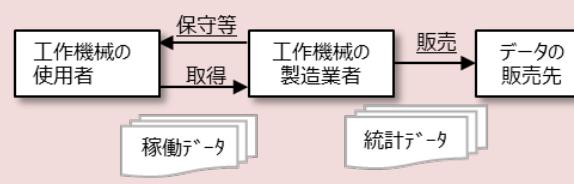
契約類型を3つに整理し、それぞれ、構造・法的性質、課題、法的論点、適切な取決め方法、モデル契約書案等を整理

「データ提供型」契約



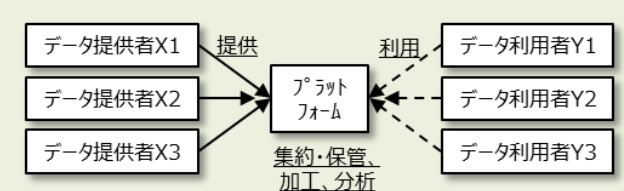
- データ提供者から他方当事者に対してデータを提供する際に、他方当事者のデータ利用権限等を取り決める契約(対象データをデータ提供者のみが保持しているという事実状態が明確である場合)

「データ創出型」契約



- 複数当事者が関与することによりデータが新たに創出される場面において、データ創出に関与した当事者間で、当該データの利用権限を取り決める契約

「データ共用型」契約



- プラットフォームを利用したデータの共用を目的とするタイプの契約

モデル契約
データ提供型契約

モデル契約
データ創出型契約

別添 1
産業分野の事例紹介

別添 2 ユースケース集（作業部会において検討した5ケースについて構成員の法的見解と併せて収載）

AI編の概要

【目的】

AI ソフトウェアの特性を踏まえた上で、開発・利用契約を作成するにあたっての考慮要素、当事者の適切なインセンティブ形成の方法、トラブル予防方法等についての基本的考え方を提示。当事者が納得する合理的な契約を締結するための情報を示し、契約プラクティスを形成する一助とする。

【AI技術の解説】

- ・基本的概念（AI、AI技術、機械学習）の説明等
- ・本ガイドラインが想定するAI技術の実用化の過程 学習段階（学習用データセット生成段階、学習済みモデルの生成段階）、利用段階

●AI技術の特性

- ・学習・推論の結果、生成される学習済みモデルの性質・効果が契約締結時に不明瞭な場合が多いこと
- ・学習済みモデルの性質・効果が学習用データセットによって左右されること
- ・ノウハウの重要性が高いこと
- ・生成物について再利用の需要が存在すること

【AI開発における基本的な考え方】

AIソフトウェアの開発・利用を巡る契約の現状、契約検討に向けた視点、当事者間で問題が生じうる事項、契約内容の決定、独禁法の問題

学習済みモデルの開発契約におけるポイント

- ◆ **学習済みモデルの開発類型**：学習済みモデルのみ開発する類型、学習済みモデルを含んだシステムを開発する類型、学習済みモデルの開発の再受託を受ける類型
- ◆ **開発方式**：ソフトウェア開発方式（ウォーターフォール型/非ウォーターフォール型）、学習済みモデル開発に適した開発・契約方式
- ◆ **契約における考慮要素**：契約の法的性質、契約における交渉のポイントと留意点

学習済みモデルの利用契約におけるポイント

- ◆ **学習済みモデルの利用サービス類型**：ベンダが学習済みモデルを提供し、ユーザが利用するサービス、ベンダが学習用プログラムを提供し、ユーザが利用するサービス方式等
- ◆ **サービスの提供方式**：クラウドサービス型／オンプレミス型／その他
- ◆ **契約の形式**：クラウドサービス契約／ソフトウェアライセンス契約等
- ◆ **契約における考慮要素**：学習済みモデルのカスタマイズ、入力データ、再利用モデル、AI生成物

国際的取引の視点

- ◆ 適用法の確定・紛争解決手段の選択
- ◆ AI技術を利用したソフトウェア開発・利用で問題となりうる事項：データ作成段階（著作物を含む場合、パーソナルデータを含む場合、表明保証条項の活用）、学習済みモデルの開発段階（権利帰属、リバースエンジニアリングの禁止）、学習済みモデルの利用段階（外為法・技術輸出入規制）

モデル契約書案と解説

探索的段階型開発を想定したそれぞれの段階における契約（**秘密保持契約書**、**導入検証契約書**、**ソフトウェア開発契約書**）

別添ユースケース集

（作業部会において検討した5ケースについて構成員の法的見解と併せて収載）

契約ガイドラインの展開・活用

1. 民間での活用

- 契約ガイドラインの**周知、業務での利用**が進む
- 個社や業界団体の中における、**契約ガイドラインを素材とする勉強会**の実施（検討結果の作業部会へのフィードバックも）
- 大学や社会人向けセミナーにおける、**教材としての使用**

2. 分野別のガイドラインの策定

個別の業界における特殊性や課題を反映させた分野別の契約ガイドラインの策定も進められている。

(1) 経済産業省「データの利用に関する契約ガイドライン 産業保安版 第2版」(2019.4)

- プラントデータの共有・活用による保守・安全管理の効率化が期待される中、プラント事業者にとっての提供のインセンティブに配慮した枠組みを提供。
- プラントデータの活用スキームのユースケースを設定し、それに沿って論点や契約条項を整理。

(2) 農林水産省「農業分野におけるデータ契約ガイドライン」(2018.12)

- 農業関係者が安心して農業データを提供できる枠組みを提供し、ビッグデータやAIを活用した高生産性農業を推進。
- 農業分野ではノウハウの流出等を懸念してデータ流通に慎重な農業関係者が多いこと、個人としての農業従事者等IT関連契約に馴染みがない者も多いこと等に配慮（例：農業現場の具体例を盛り込む）。

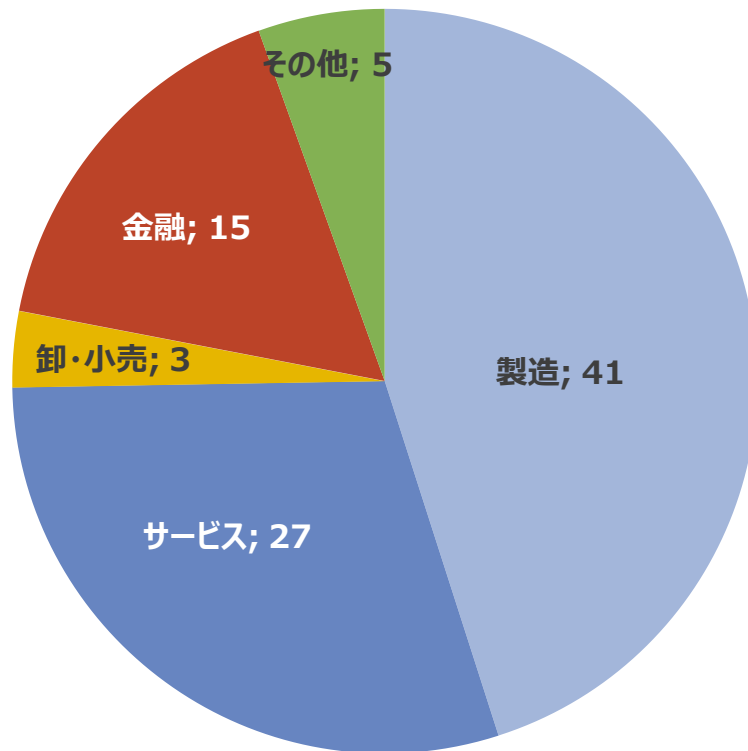
3. 国際的な展開

- 英訳の公表（2019.4）
- 国際発信（日EU ICT戦略ワークショップ等の国際舞台での紹介）

アンケート調査の概要

『AI・データの利用に関する契約ガイドライン』（以降、「本ガイドライン」）について、周知状況や利用状況を把握するとともに、2019年1月、今後の検討課題を把握するため、業界団体や企業に対しWebアンケートを実施。

回答者の所属する事業の属性



※その他：リース業、インフラ業、建設業等

(N=91)

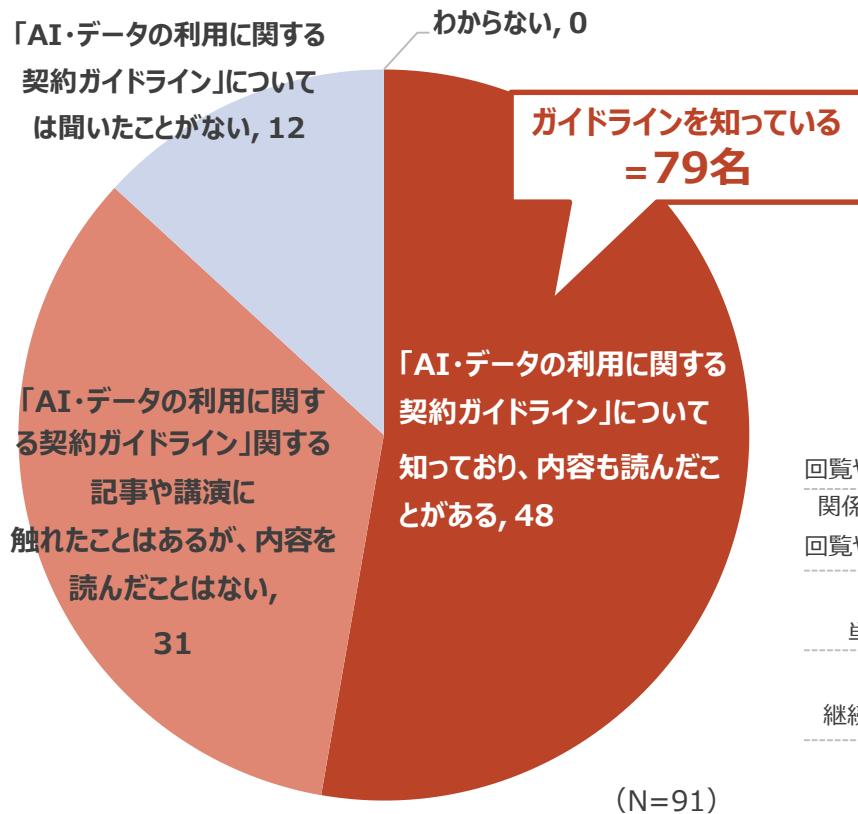
アンケート名	経済産業省『AI・データの利用に関する契約ガイドライン』に関する利用実態と今後の検討課題の把握に向けたアンケート調査
募集方法	業界団体・関連各社に連絡し、回答協力を依頼
集計期間	2019年1月4日～1月21日
総回答者数	91名（企業数 84社）

作成：NTTデータ経営研究所

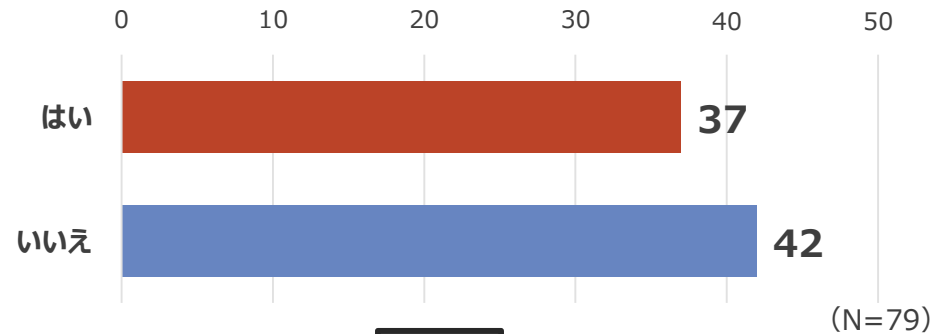
回答者のガイドライン認知状況・周知状況

8割を超える回答者がガイドラインを知っており、そのうち約5割が社内周知を行っている。ガイドラインに関する勉強会等を実施している企業もある。

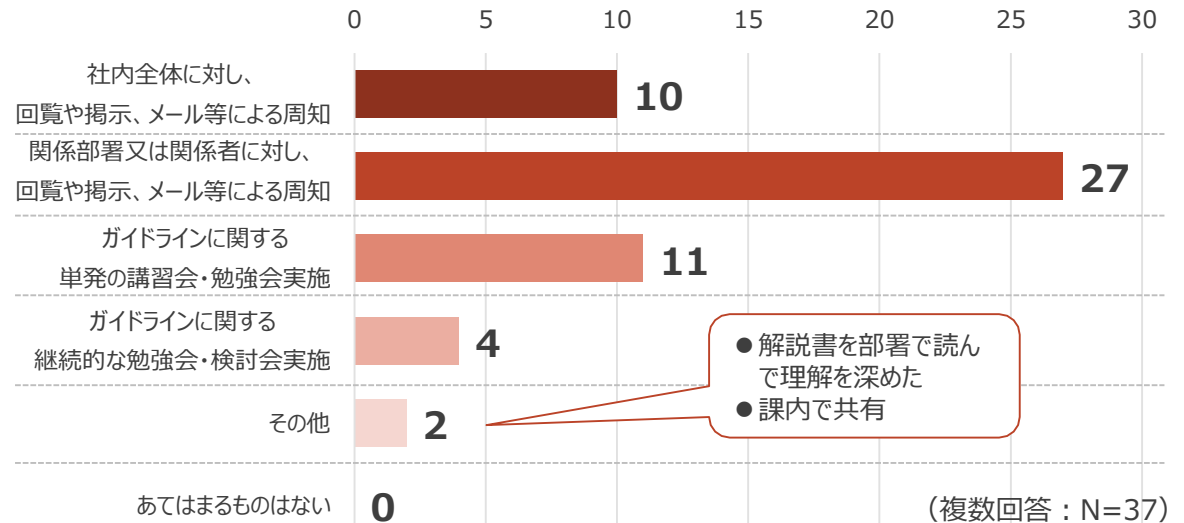
『AI・データの利用に関する契約ガイドライン』についてご存知ですか。



ガイドラインの周知の有無

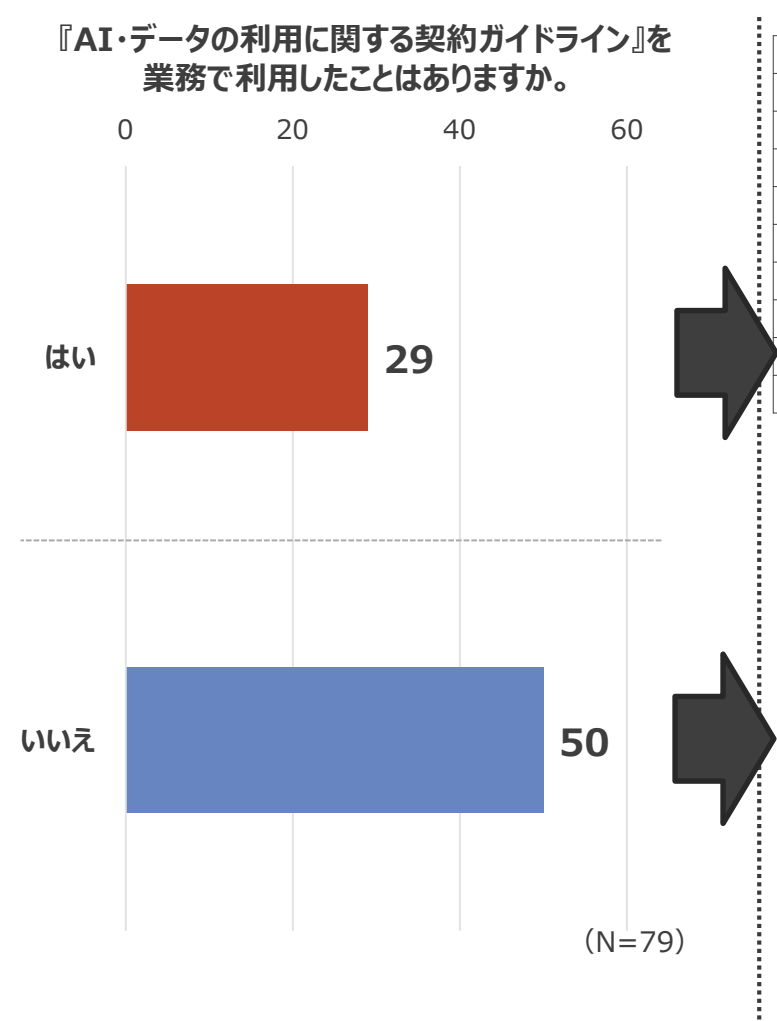


周知のための取り組み



回答者のガイドライン利用状況

ガイドラインを知っているという回答者のうち、29名は実際に利用したことがある。他方の50名は利用の経験がなく、その多くは、未だガイドラインを要する契約がなかったことが理由である。



同ガイドラインを利用した場面（概要）

◆ガイドラインのモデル契約をベースに、AIに関する契約の雛形を作成した。
◆契約内容を構築するにあたってのチェックポイントや、契約文言を起案する際の参考として利用した。
◆AIの開発やデータの取り扱い時に、雛形を参考としている。
◆委託契約やNDA契約の締結時、社内外の法務及び関係者との調整時にガイドラインを参考とした。
◆契約書条文の交渉時、権利義務の取決め時にガイドラインのモデル契約を参考にした。
◆契約書面の確認にガイドラインを利用した。
◆AI関連プロジェクトの契約に関する約款や社内ガイドラインの作成の際に、ガイドラインを参考にした。
◆社内向けの教育資料にガイドラインの記載を引用した。組織内の法務専門会による勉強会に用いた。
◆データオーナーシップに関し、どのような議論が行われているか調査するため利用した。
◆データカタログに記載すべき項目の議論の参考とした。

同ガイドラインを利用しなかった理由

